

名寄市移住促進協議会規約

(名 称)

第1条 本会は、名寄市移住促進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、名寄市への移住希望者及び地域や地域の人々と多様に関わる関係人口を対象として、民間団体と名寄市が連携・協力し、名寄市への移住促進及び関係人口創出により地域の振興を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 協議会の主な事業は、次のとおりとする。

- (1) 移住促進及び関係人口創出に係る情報の収集及び発信活動
- (2) 移住促進及び関係人口創出に係る各種事業の推進
- (3) その他、移住促進及び関係人口創出のために必要な取組

(組 織)

第4条 協議会は、趣旨に賛同する別表1の第1号団体（行政）、第2号団体（各種団体）、第3号団体（各種参画企業・個人会員）、第4号団体（賛助団体）をもって組織する。

(役員及び職務)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 1名

2 役員は、協議会において選任する。

3 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

6 理事は、協議会の主要事項の審議並びに会務の運営にあたる。

7 監事は、協議会の会計を監査する。

(会 議)

第6条 協議会の会議は、会長が必要と認めたときに招集し、開催する。

(会 計)

第7条 協議会の経費は、負担金、その他の収入をもってこれに充てる。

2 協議会の負担金については各号団体毎に別表2のとおりとする。

3 協議会の会計年度は4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、設立年度につ

いては、施行日から翌年の3月31日までとする。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、名寄市役所総合政策部秘書広報課に置く。

(委任)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成24年4月26日から施行する。

この規約は、平成27年5月19日から施行する。

この規約は、平成29年5月23日から施行する。

この規約は、平成30年4月26日から施行する。

この規約は、平成31年4月25日から施行する。

この規約は、令和3年4月23日から施行する。

《別表1》

名寄市移住促進協議会会員名 (順不同)

区分	NO	団体・企業名
1	1	名寄市
2	2	名寄商工会議所
	3	風連商工会
	4	なよろ観光まちづくり協会
	5	風連まちづくり観光
	6	道北なよろ農業協同組合
	7	名寄建設業協会
3	8	(株)REPLAN
	9	(株)ひのき
	10	(有)トータルメンテナンス
	11	(株)名寄自動車学園
	12	なにいろ工房
4	13	なよろっばい家づくりの会

《別表2》

負担金区分

団体区分	負担金区分
第1号団体	50,000円
第2号団体	10,000円

第3号団体	5,000円
第4号団体	-